

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令(経済産業省四八)

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四九)

〔告 示〕

○特定特殊自動車の型式の届出があった件
(経済産業・国土交通・環境一〇二一―一三)

○届出事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件(同一一四、一一五)

○少数生産車の型式を承認した件(同一一六―一三二)

○承認事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件(同一一三―一三四)

三 二 九 七 一

〔公 告〕

○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件
(同―三五―一三七)

○少数生産車の型式についての承認を取り消した件(同―三八―一四三)

○公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定めた件
(国土交通八八八)

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件
(同八八九)

諸事項

裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
平成二十四事業年度財務諸表(独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園・独立行政法人日本貿易振興機構)関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

六 三 三 六 七 五 四

省 令

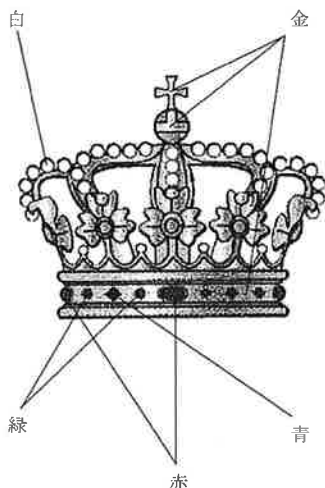
○経済産業省令第四十八号
不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年九月二十五日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 石原 伸晃

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令
その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令
不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令(平成六年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中オランダ王国の項に次のように加える。

オランダ王国

二 記章



別表第三中エクアドルの項に次のように加える。
エクアドル

四



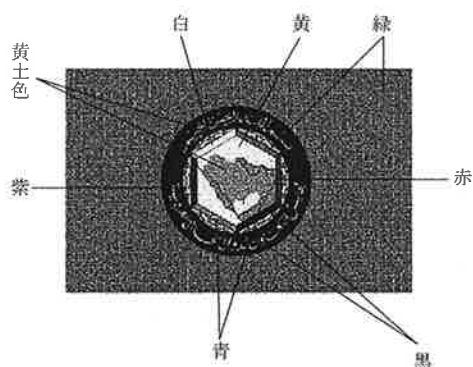
ペイント、着色剤及び腐蝕防止剤。化粧品及び洗浄剤。薬剤及びその他医療用又は獣医科用の製品。加工済み及び半加工の一般の金属並びにこれらから作られた単純な製品。照明装置、蒸気暖房、蒸発装置、調理用、冷却用、乾燥用、換気用及び給水用並びに衛生用の装置。乗物。陸上、空中又は水上の移動用の装置。貴金属及びその合金並びにこれらの物質若しくはめっきからなる製品。宝飾品、人造及び模造宝飾品。宝玉、宝玉の原石。計時用具。楽器、紙、厚紙及びこれらを材料とする商品。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具としての又は家庭用の接着剤。美術用材料。ブラシ。タイプライター及び事務用品（家具を除く）。教材（器具を除く）。プラスチック。

製包装用品。活字。印刷板。革及び人工皮革。獣皮。トランク及びスーツケース。傘及び日傘。つえ。むち及び馬具。家具、鏡、額縁。木材、コルク、籐、葦、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石若しくはこれらの材料又はプラスチックから成る代用品。ガラス製品、磁器製品。織物及び織物製品、衣服、履物、帽子（婦人用帽子類）。じゅうたん、マット、ドアマット、畳、リノリウム製品。敷物その他の敷物、壁掛け（織物を除く）。ゲーム用品及びおもちゃ及び運動用具。クリスマスツリー用装飾品。食肉、魚、食用鳥獣肉。肉エキス。果実の缶詰及び野菜の缶詰。冷凍、乾燥及び加熱調理をした果実及び野菜。ゼリー、ジャム、コンポート。卵。ミルク及び乳製品。食

用油脂。コーヒー、茶、ココア及び代用コーヒー。米。タピオカ及びサゴ。穀粉及び穀物からなる加工品。パン、ペストリー及びパン製品。アイスクリーム。砂糖、はちみつ、糖みつシロップ。酵母、ベーキングパウダー、食塩。マスタード。食酢、ソース、調味料。香辛料。氷。穀物並びに農業、園芸及び林業の生産物。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子。自然の植物及び花。飼料。麦芽。ビール。炭酸飲料及びミネラルウォーター並びにその他のアルコールを含有しない飲料。果実飲料。シロップ。スピリッツ。人又は組織が提供するサービスであつて、商業に従事する企業の事業若しくは商業機能の管理に関する援助を主たる目的とするもの、並びに、広告事業所の提供するサービスであつて、すべての種類の商品又はサービスに関するあらゆる普及、伝達、公布もしくは発表の手段を用いた広告を主たる目的とするもの。保険、財政業務、金融業務、不動産業務、電気通信。輸送、物品のこん包及び保管、旅行の手配。輸送用の乗物の賃貸に関連するサービス。商品の荷揚げ、港湾及び波止場の運営に関連するサービス。発送前の物品のこん包に関連するサービス。仲介業者及び旅行代理店による旅行又は物品の輸送に関する情報を提供するサービス並びに運賃、時刻表及び輸送方法の情報を提供するサービス。教育。訓練。娯楽の提供。スポーツ及び文化活動。科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計。工業上の分析及び調査。飲食物の提供。一時宿泊施設の提供。

スであつて、すべての種類の商品又はサービスに関するあらゆる普及、伝達、公布もしくは発表の手段を用いた広告を主たる目的とするもの。保険、財政業務、金融業務、不動産業務、電気通信。輸送、物品のこん包及び保管、旅行の手配。輸送用の乗物の賃貸に関連するサービス。商品の荷揚げ、港湾及び波止場の運営に関連するサービス。発送前の物品のこん包に関連するサービス。仲介業者及び旅行代理店による旅行又は物品の輸送に関する情報を提供するサービス並びに運賃、時刻表及び輸送方法の情報を提供するサービス。教育。訓練。娯楽の提供。スポーツ及び文化活動。科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計。工業上の分析及び調査。飲食物の提供。一時宿泊施設の提供。

別表第四中特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の次に次のように加える。
湾岸アラブ諸国協力
理事会

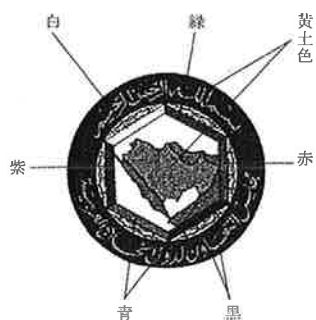


供。主に旅行代理店及び取次業者により提供される旅行者に対する施設の予約のサービス、植物の栽培に関するサービス、例えば、庭の手入れ、生け花のような花の芸術に関するサービス、庭園の設計、及び、庭師により提供されるサービス。個人、組織及び会社に対して法律家により提供されるサービス。

三



四



Cooperation Council for the Arab States of the Gulf

五

GCC

六

別表第四中経済協力開発機構の項に次のように加える。
経済協力開発機構

十六

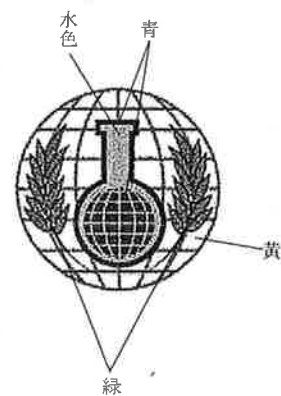


十七



別表第四中化学兵器の禁止のための機関に次のように加える。
化学兵器の禁止のための機関

九



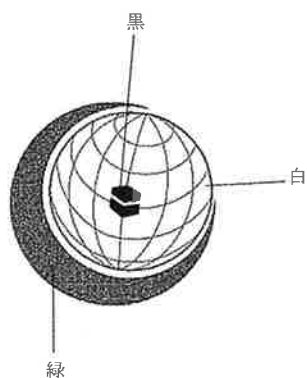
十

十一 禁止武器組織

別表第四中欧州安全保障・協力機構の項に次のように加える。
イスラム協力機構

一 イスラム協力機構

二



別表第四中米州保健機関の項の次に次のように加える。

常設仲裁裁判所

一 常設仲裁裁判所

九 أ.ن.أ

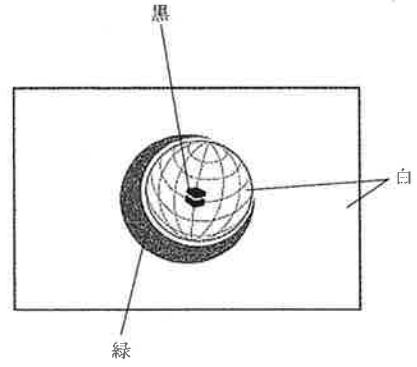
八 OCI

七 OIC

六 منظمة التعاون الإسلامي

五 Organisation de Coopération Islamique

四 Organization of Islamic Cooperation



四

三

二



黒



紺

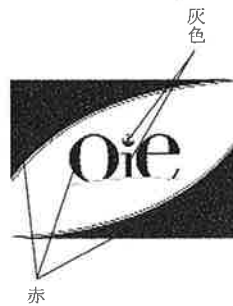


紺

別表第四中国際獣疫事務局の項に次のように加える。
国際獣疫事務局

- 五 Permanent Court of Arbitration
- 六 Cour Permanente d'Arbitrage
- 七 PCA
- 八 CPA

十四



別表第四中欧州復興開発銀行の項に次のように加える。

欧州復興開発銀行
七 Banque européenne pour la reconstruction et le développement

八 Europäischen Bank für Wiederaufbau und Entwicklung

九 Европейский банк реконструкции и развития

十 BERD

十一 EBWE

十二 EGPP

附 則

この省令は、平成二十五年十月二十五日から施行する。

○経済産業省令第四十九号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第七条及び第八条の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「前条第一項の経済産業大臣の確認を受けようとする」を削り、「とは別に」を「に加え」に改め、「受けることができる」の下に「この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第一の二による申請書を経済産業大臣に提出するものとする。」を加える。

第五条の二第一項中「前条第一項の経済産業大臣の確認を受けようとする」を削り、「とは別に」を「に加え」に改め、「受けることができる」の下に「この場合においては、前条第一項の様式第四による申請書に代えて、様式第四の二による申請書を経済産業大臣に提出するものとする。」を加える。

様式第一（表面）中「経済産業大臣名」を「経済産業大臣」に改め、「代表者の氏名の前に役職・」を加え、及び同令第四条の二第一項の規定に係る確認「を削り、同様式（裏面）中（記載要領）規則第四条の二第一項の規定に係る確認の申請をしない場合には（表面）中「及び同令第四条の二第一項の規定に係る確認」の部分に取り消し線を引く。」を削り、同様式の次に次の様式を加える。